

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 10 月 28 日（月） 午前 10 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・先野委員・
吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長・岡本主査
8. 協議事項
第 2 回臨時会（10 月 28 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 10 時 30 分 閉会 午前 10 時 40 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 10 月 28 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

— 開会 10:30 —

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。それでは、議案第 1 号「工事請負契約の締結について（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 補足説明は特にございませぬ。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

先野委員 おはようございます。今議案第 1 号の工事請負契約の締結について 1 点質疑をいたします。議案参考資料の 3 ページには、入札参加事業者が 10 社になっておりますが、選定はどのようにされたのかお伺いいたします。

長尾財政課長 本工事につきましては、本来でありますと、条件付きの一般競争入札という形になるところではございますが、工事の特殊性、また工期が補助金の関係ではございますが短いということがございまして、本市に電気通信工事で指名登録のある業者の中から経営審査事項通知の総合評点値が一定以上、かつ請負額が一定以上の施工実績のある業者ということで上位 10 社を指名したところでございます。

林委員 今の関連になるんですけど、入札執行調書を読みますと、10 社のうち 7 社が辞退しておりますけど、まずその理由についてお尋ねいたします。

長尾財政課長 指名業者におきまして、年度の後半に入っているという状況もございまして、技術者の確保が難しいと。体制が整わないということを理由に辞退をされたということでございます。

林委員 それで、今回予定価格というか、これ JV というか共同企業体によらなかった理由というのは何なのかということをお尋ねしたいのと、それに関連して、建築土木と JV による場合は何を基準とされているのかお尋ねいたします。

長尾財政課長 本市の共同企業体の取扱要綱によりますと、対象工事といたしまして、土木工事は 1 億 5,000 万円以上、建築工事が 2 億円以上、その他の工事が 1 億円以上の設計金額ということの規定がございまして、そういうところから本工事につきましてはその他の工事ということで 1 億円以上となっております。

すので対象事業ということでございます。しかしながら、この共同企業体、JVと言いますが、これを組織する場合におきまして、市内の電気通信部門の指名登録業者が本市においては1社しかないというような状況がございまして、これでは入札の公平性や競争性が担保できないという判断から、この本工事につきましては事業規模や工期などからも単独企業での大手の企業というような形で指名競争入札としたところでございます。

林委員 それと、今回の入札もそうなんですけど、事前公表ということになっております。予定価格が。この事後公表によらない理由というのをお尋ねしたいのと、それから合わせて事前公表にする場合の基準というのをお尋ねいたします。

長尾財政課長 この事前、事後という形での予定価格の公表でございしますが、この積算をする面におきまして、見積もりに基づく積算というものがございまして、この割合が高い業種や500万円未満の土木工事、これにつきましては事前公表という形をとっておるところでございます。

林委員 今のに関連しますけども、この事後公表と事前公表の落札率等の検証というのとはなされておられるのかどうか、この点を聞いて質疑を終わります。

長尾財政課長 これにつきましては、平成28年度から始まっておりますが、統計的な資料としては整理をしているところでございます。

綾城委員 2点お伺いします。1点目は、市内業者への配慮というところが1点と、もう一つは工期設定が短いですが、大丈夫かどうかこの2つを確認いたします。

伊藤企画政策課長 まず1点目は市内業者への配慮ですけども、入札の仕様書のほうに市内業者の活用に努めるということは記載しておりますので、工事の性質上、地元の地理を熟知している市内業者の活用はまた不可欠ということもありますことから、今後積極的な地元業者の活用をお願いしたいというふうには思っております。また、工期短縮及び市内業者活用のため、宅内工事がございしますけども、工事的にはですね。これは別発注という形でしたいというふうには思っております。それから工期設定が大丈夫かということですけども、本事業につきましては全体事業費、単年度割ではございしますけど、非常に大きくなるということから、なるべく有利な国の補助金を活用することと、補助裏の財源の確保を念頭に置いております。今回は予算、事業規模等も補正予算によりまして事業の採択を受けるという形で、少し工期が短いという形にはなっております。よって、必ずしも余裕があるという形ではないとは思いますが、業者も工期を承知のうえで応札されておるというふうには私も認識しておりますので、工期内完成をするものというふうには考えております。

中平委員 光ファイバー網の延長を11.6キロですが、これは本線のための距離で

しょうか。

河野企画政策課長補佐 本線から支線と言いますか、各家庭までに設置する光ファイバーの全ての総延長でございます。

中平委員 ということは、3月27日に工期が終わり次第光ファイバーネットワークを使用できるという考えでよろしいでしょうか。

河野企画政策課長補佐 工事の仕様の中に受像確認まで入っていますので当然見れるものというふうに、テレビだったら見れるもの、通信だったら通じるものというふうに認識しております。

岩藤委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。